

東京都における鳥獣捕獲等事業の認定に係る手続要領

27環自計第207号

平成27年5月29日

一部改正 27環自計第973号

平成28年3月1日

一部改正 29環自計第508号

平成29年9月14日

一部改正 30環自計第996号

平成31年3月18日

一部改正 31環自計第785号

令和元年12月20日

一部改正 2環自計第802号

令和3年4月1日

一部改正 3環自計第879号

令和4年3月22日

第1 総則

1 目的

この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の2の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）が法第18条の3第1項（法第18条の7第2項又は第18条の8第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき東京都知事に対して行う申請及び法第18条の7第3項又は第4項の規定に基づき東京都知事に対して行う届出の手続の細目を定め、円滑な手続に資することを目的とする。

2 用語

この要領における用語は、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施

行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「規則」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 15 年東京都規則第 82 号。以下「細則」という。）に定めるところによる。

第 2 認定の申請

1 申請書の構成

- (1) 申請図書チェック表【本要領第 1 号様式】
- (2) 鳥獣捕獲等事業認定等申請書【法第 18 条の 3 第 1 項、細則第 7 条の 2 第 1 項、細則第 6 号様式の 2】
- (3) 法人の定款又は寄附行為【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 1 号】ただし、申請者が地方公共団体である場合は、添付を要しない。
- (4) 法人の登記事項証明書の原本【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 1 号】
（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定に基づき区市町村長の認可を受けた地縁による団体にあつては、同法同条第 12 項の証明書の原本）ただし、申請者が地方公共団体である場合は、添付を要しない。
- (5) 役員等名簿【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 2 号、本要領第 2 号様式】
- (6) 役員及び事業管理責任者の住所、本籍（都道府県名から地番まで）、氏名及び生年月日を記載した住民票の写しの原本又は住民票記載事項証明書の原本（いずれも、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号が記載されていないものに限る。）【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 3 項】ただし、申請者が地方公共団体である場合あるいは国又は地方公共団体の外郭団体である場合は、添付を省略できるものとする。
- (7) 事業管理責任者に関する次に掲げる書類【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 3 号】
 - ア 事業管理責任者が認定申請者の役員である場合（イに掲げる場合を除く。）にあつては、その旨を証する書類（(4) の法人の登記事項証明書で確認できる場合は、その写しとする。）
 - イ 認定申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類
 - ウ ア及びイ以外の場合にあつては、次のいずれかの書類
 - (ア) 認定申請者が事業管理責任者を雇用していることを示す雇用契約書の写し
 - (イ) (ア) 以外で、認定申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- (8) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（夜間銃猟をする場合は、夜間銃猟安

全管理規程を含む。)【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 4 号】

- (9) 事業管理責任者の誓約書【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 5 号、本要領第 3 号様式】

- (10) 事業管理責任者及び捕獲従事者名簿【法第 18 条の 3 第 1 項第 3 号、法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 3 項、本要領第 4 号様式】

- (11) 事業従事者名簿【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 3 項 本要領第 4 号様式の 2】

ニホンザル、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ又はニホンジカを対象とする鳥獣捕獲等事業であつて装薬銃を使用するものを実施する場合に添付する。ただし、装薬銃に係る捕獲従事者が 10 人以上いる場合や、わな猟の止めさしに限って装薬銃を使用する場合（装薬銃を使用する捕獲従事者が 2 人以上いる場合に限る。）においては、添付を要しない。

記載した各人について、本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）の写しを添付すること。

- (12) 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し（申請時点で有効なものに限る。）【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 6 号】

- (13) 銃猟による鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあつては、認定の申請に係る全ての銃ごとの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可に係る許可証（銃砲所持許可証）のうち、住所・氏名・写真のページ及び事業に使用する銃のページの写し（同項第 2 号の規定による許可の場合にあつては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 5 条第 2 項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 7 号】

- (14) 次のア又はイのいずれかの書類【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 8 号】

ア 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した規則第 19 条の 4 第 1 項第 6 号に定める知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。）を含む救命講習（消防機関が主催する上級救命講習、日本赤十字社の救急員養成講習等）の修了証の写し（有効期限が定められた資格等の場合にあつては、原則として有効期間内のものであることとし、再受講の時期に係る目安が示されている講習等の場合にあつては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講していることを要する。）。

イ 認定申請者自らがアに相当する救命講習を実施する場合にあつては、その実施報告書及びその講習がアの救命講習に相当することを証する図書【本要領第 4 号様式の 3】

- (15) 次のア又はイのいずれかの書類【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 9 号】

ア 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した次に掲げる講習の修了証の写し

なお、修了証に当該講習の内容又は時間が記載されていない場合は、当該講習の内容及び時間を記した書類（講習履歴書【本要領第 5 号様式】）を添付すること。

- (ア) 安全管理講習（鳥獣の捕獲等（夜間銃猟を除く。）をする際の安全管理に関する講習をいう。以下イにおいて同じ。）（申請前3年以内に修了したものに限る。）【規則第19条の2第2項第9号イ】
- (イ) 技能知識講習（適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識に関する講習をいう。以下イにおいて同じ。）（申請前3年以内に修了したものに限る。）【規則第19条の2第2項第9号ロ】
- (ウ) 法第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあっては、夜間銃猟安全管理講習（夜間銃猟をする際の安全管理に関する講習をいう。以下イにおいて同じ。）【規則第19条の2第2項第9号ハ】

イ 事業管理責任者及び捕獲従事者がアの（ア）及び（イ）に掲げる講習を修了した者と同等の知識を有する者であることを証する書類

- (ア) 安全管理講習を修了した者と同等の知識を有する者であることを証する書類の写し【規則第19条の2第2項第9号イ】
環境省が作成した講習テキストの内容に照らして、同様の全ての知識等を習得していると認められるもので、例えば、大学等が実施する資格や講座、認証制度等を証する書類の写し
- (イ) 技能知識講習を修了した者と同等の知識を有する者であることを証する書類の写し【規則第19条の2第2項第9号ロ】
環境省が作成した講習テキストの内容に照らして、同様の全ての知識等を習得していると認められるもので、例えば、大学等が実施する資格や講座、認証制度等を証する書類の写し
- (ウ) 法第18条の5第1項第2号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあっては、夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し【規則第19条の2第2項第9号ハ】
- (エ) 講習の内容及び時間を記した書類（講習履歴書【本要領第5号様式】）【規則第19条の2第2項第9号】

- (16) 夜間銃猟を実施する場合にあっては、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が、「夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件」（平成27年環境省告示第86号）で定める要件を満たすことを証する次の書類【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第10号、規則第19条の5第1項第2号】

ア 夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書（次に掲げる要件を満たすものに限る。）【平成27年環境省告示第86号、本要領第6号様式】

- (ア) 射撃の技能を証明するに当たって適切な者によって証明されたものであることとし、当面の間は、環境省が実施する夜間銃猟安全管理講習による証明書によることとする。

(イ) 射撃に関する関係団体からの推薦書によって射撃の技能を証明する場合にあっては、過去 1 年以内に参加した射撃に関する大会において同等の技能を有すると判断される成績を収めたことが分かる書類の写しを添付すること。

イ 夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績（申請前 3 年以内に銃猟により指定管理鳥獣の捕獲等をした実績）【平成 27 年環境省告示第 86 号、本要領第 7 号様式】

ウ 夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書（次に掲げる要件を満たすものに限る。）【平成 27 年環境省告示第 86 号、本要領第 8 号様式】

(ア) 夜間銃猟の捕獲従事者について、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨を、認定申請者である法人の代表者が推薦すること。

(イ) 認定申請者である法人の代表者自身が夜間銃猟をする場合にあっては、その代表者の推薦人は、当該法人に所属する者以外の者であって、銃猟免許を有する者とする。

また、その推薦人の銃猟免状の写しを添付すること。

(17) 研修計画書【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 11 号、本要領第 9 号様式】

(18) 事業実施実績書（事業実施実績は、申請前 3 年以内の実績に限り、事業の契約書、仕様書、事業報告書等を添付すること。）【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 12 号、本要領第 10 号様式】

子会社は親会社とは別法人なので、子会社の実績は親会社の実績としては扱えないことに留意すること（子会社が親会社に吸収合併されて同一法人となった場合は、この限りではない。）。

(19) 役員及び事業管理責任者に係る誓約書【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 13 号、本要領第 11 号様式】

(20) 規則第 19 条の 8 第 4 号に規定する損害保険契約書の写し（当該損害保険契約において、認定を申請する鳥獣の種類及び方法に係る鳥獣捕獲等事業（登録狩猟や有害鳥獣捕獲などに限定されないものに限る。）を補償対象としていることが読み取れる約款等の写しを含む。）【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 14 号】

(21) 認定申請者が欠格事由に該当しない旨の誓約書【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 15 号、本要領第 12 号様式】

(22) その他知事が必要と認める図書【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 3 項】

2 申請書の提出

(1) 提出方法

申請書の提出は、東京都環境局自然環境部計画課の窓口への持参、郵送又は電子メールにより行うものとする。窓口への持参又は郵送により提出する場合には、申請図書一式をA4判ファイルに第2 1 (1) から (22) の順に綴じて提出する。

なお、電子メールにより提出する場合であっても、第2 1 (4) 及び (6) は窓口への持参又は郵送により提出するものとする。

(2) 申請者

申請者は、その申請内容及び記載内容について説明ができるよう、努めるものとする。

3 認定書の交付

申請書の審査の結果、認定を受けることとなった者は、認定書の交付を受けるものとする。

なお、認定書の交付を受けるに当たって、留意事項として、認定の変更、認定鳥獣捕獲等事業の廃止の届出、認定の失効などの説明を受けるものとする。

第3 申請を要する認定の変更

1 変更認定の手続

認定鳥獣捕獲等事業者が法第18条の3第1項第2号から第5号までに掲げる事項を変更し、法第18条の7第1項の認定（以下「変更認定」という。）を受ける場合の手続は、第2 2を準用する。

2 変更認定の手続図書の構成

- (1) 申請図書チェック表【本要領第1号様式】
- (2) 鳥獣捕獲等事業認定等申請書【細則第6号様式の2】
- (3) 第2 1 (3) から (21) までのうち、当該変更に係る図書
- (4) 変更理由書（様式は定めない。）
- (5) 新旧対照表（様式は定めない。）

第4 軽微な変更等

1 軽微変更の手続

認定鳥獣捕獲等事業者が法第18条の7第1項ただし書及び規則第19条の10の軽微な変更（以下「軽微変更」という。）をした場合の手続並びに法第18条の3第1項第1号又は第6号に掲げる事項の変更（以下「氏名等変更」という。）があった場合の手続は、第2 2を準用する。

なお、軽微変更に係る届出事項が認定証の記載事項に該当し、規則第 19 条の 12 第 2 項の規定により認定証の書換えを受ける必要がある場合は、法第 18 条の 7 第 5 項の規定に基づく東京都知事による公示があった後、従前の認定証と引換えに、書き換えられた認定証の交付を受けるものとする。

2 軽微変更の手続図書の構成

- (1) 認定鳥獣捕獲等事業軽微変更届【細則第 7 条の 2 第 2 項、細則第 6 号様式の 3】
- (2) 第 2 1 (3) から (21) までのうち、当該変更に係る図書

第 5 認定鳥獣捕獲等事業の廃止

法第 18 条の 7 第 4 項の規定に基づく認定鳥獣捕獲等事業を廃止したときの届出は、認定鳥獣捕獲等事業廃止届（細則第 7 条の 2 第 3 項、細則第 6 号様式の 4）1 通を提出することによるものとする。この手続は、第 2 2 を準用する。

第 6 認定の有効期間の更新

1 更新の手続

認定鳥獣捕獲等事業者が法第 18 条の 8 第 3 項の規定に基づき認定の有効期間の更新の申請（以下「更新申請」という。）をする手続は、第 2 2 を準用する。

2 更新申請の手続図書の構成

更新申請に係る申請図書は、第 2 1 に準じるものとする。第 2 1 (3) から (21) までの書類については、既に東京都知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる【法第 18 条の 8 第 6 項】。必ず提出する書類には、次のものがある。

- (1) 申請図書チェック表【本要領第 1 号様式】
- (2) 鳥獣捕獲等事業認定等申請書【法第 18 条の 3 第 1 項、細則第 7 条の 2 第 1 項、細則第 6 号様式の 2】
- (3) 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し（更新申請時点で有効なものに限る。）【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 6 号】
- (4) 銃猟による鳥獣の捕獲等をしようとする場合にあっては、更新申請に係る全ての銃ごとの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可に係る許可証（銃砲所持許可証）のうち、住所・氏名・写真のページ及び事業に使用する銃のページの写し（同項第 2 号の規定による許可の場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）第 5 条第 2 項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）【法第 18 条の 3 第 2 項、規則第 19 条の 2 第 2 項第 7 号】

- (5) 次のア又はイのいずれかの書類【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第8号】
- ア 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した規則第19条の4第1項第6号に定める知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む。）を含む救命講習（消防機関が主催する上級救命講習、日本赤十字社の救急員養成講習等）の修了証の写し（有効期限が定められた資格等の場合にあっては、原則として有効期間内のものであることとし、再受講の時期に係る目安が示されている講習等の場合にあっては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講していることを要する。）。
- イ 認定申請者自らがアに相当する救命講習を実施する場合にあっては、その実施報告書及びその講習がアの救命講習に相当することを証する図書【本要領第4号様式の2】
- (6) 研修計画書【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第11号、本要領第9号様式】
- (7) 事業実施実績書（事業実施実績は、更新申請前3年以内の実績に限り、事業の契約書、仕様書、事業報告書等を添付すること。）【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第12号、本要領第10号様式】
- (8) 規則第19条の8第4号に規定する損害保険契約書の写し（当該損害保険契約において、認定を申請する鳥獣の種類及び方法に係る鳥獣捕獲等事業（登録狩猟や有害鳥獣捕獲などに限定されないものに限る。）を補償対象としていることが読み取れる約款等の写しを含む。）【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第14号】
- (9) 認定申請者が欠格事由に該当しない旨の誓約書【法第18条の3第2項、規則第19条の2第2項第15号、本要領第12号様式】
- (10) 現に受けている認定に係る研修実施状況報告書（本要領第13号様式）

法第18条の8第3項ただし書に該当するときは、理由書（様式は定めない。）を添付するものとする。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（平成28年東京都規則第75号）の施行の日から施行する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

第 1 号様式

申請図書チェック表

全ての 新規申請	場 合 に よ っ て		チェック (レ、／)
☐		(1) 申請図書チェック表(第1号様式)	
☐		(2) 鳥獣捕獲等事業認定等申請書(細則第6号様式の2)	
☐		(3) 法人の定款	
☐		(4) 法人の登記事項証明書(原本)	
☐		(5) 役員等名簿(第2号様式)	
☐		(6) 役員及び事業管理責任者の住民票の写しの原本又は住民票記載事項証明書の原本	
☐		(7) 事業管理責任者の雇用契約書の写し等	
☐		(8) 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程	
☐		(9) 事業管理責任者の誓約書(第3号様式)	
☐		(10) 事業管理責任者及び捕獲従事者名簿(第4号様式)	
	☐	(11) 事業従事者名簿(第4号様式の2)	
☐		(12) 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し	
	☐	(13) (銃猟による場合)銃砲所持許可証の写し	
☐		(14) 救命講習の修了証の写し	
	☐	(14) 救命講習履歴書(第4号様式の3)	
☐		(15) 修了証(安全管理講習、技能知識講習)の写し等	
	☐	(15) 講習履歴書(第5号様式)	
	☐	(15) 修了証(夜間銃猟安全管理講習)の写し等	
		(16) (夜間銃猟を実施する場合)環境大臣が告示で定める要件に該当することを証する書類	
	☐	ア夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書(第6号様式)	
	☐	イ夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績(第7号様式)	
	☐	ウ夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書(第8号様式)	
☐		(17) 研修計画書(第9号様式)	
☐		(18) 事業実施実績書(第10号様式)	
☐		(19) 役員及び事業管理責任者に係る誓約書(第11号様式)	
☐		(20) 損害保険契約書の写し	
☐		(21) 欠格事由に該当しない旨の誓約書(第12号様式)	
		(22) その他知事が必要と認める図書	

第2号様式

役員等名簿

(年 月 日現在)

1 役員

	住 所	本 籍	氏名（よみ）	生年月日	性別	役職
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		
6				年 月 日		
7				年 月 日		
8				年 月 日		
9				年 月 日		
10				年 月 日		

2 事業管理責任者

住 所	本 籍	氏名（よみ）	生年月日	性別	役職
			年 月 日		

備考

- 1 行数は、役員の人数に応じて適宜調整して記載すること。
- 2 住所及び本籍は、都道府県名から地番まで記載すること。

第3号様式

年 月 日

東京都知事 殿

住所

事業管理責任者

氏名

事業管理責任者の誓約書

(事業管理者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨の誓約書)

下記に掲げる業務を行うことを誓約します。

記

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程について、随時必要な改善を図ること。
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。

記載上の注意事項

住所は、住民票上の住所とすること。

第4号様式

事業管理責任者及び捕獲従事者名簿

		住所	氏名	生年月日	狩猟免許の種類	狩猟免許の写しの添付	銃砲の種類	銃砲所持許可証（人命救助等に従事する者届出済証明書を含む。）の写しの添付	救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類の添付	講習の修了証の写しの添付又はこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類の添付			夜間銃猟をする者	夜間銃猟をする技能が基準に適合することを証する書類の添付	備考
										安全管理講習	技能知識講習	夜間銃猟安全管理講習			
事業管理責任者						有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
捕獲従事者	1					有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	
	2					有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	
	3					有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	
	4					有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	
	5					有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	
	6					有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	
	7					有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	
	8					有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	
	9					有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	
	10					有・無		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		有・無	

- 備考
- 1

行数は、捕獲従事者の人数によって、適宜加減すること。
- 2

有・無は、当該図書を申請書に添付している場合は有に、添付していない場合は無に○を付けること。
- 3

全ての捕獲従事者は、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。
- 4

狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている狩猟免許のうち認定に係るものの種類（第一種銃猟免許、第二種銃猟免許、わな猟免許、網猟免許）を記載すること。
- 5

銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（ライフル銃、散弾銃、以外の猟銃（ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃）、空気銃等）を記載すること。
- 6

夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○を記載すること。なお、全ての夜間銃猟をする者は、夜間銃猟安全管理講習を修了しているとともに、夜間銃猟の技能要件を満たすこと。
- 7

救急救命講習は、捕獲従事者の半数以上が受講していること。
- 8

事業管理責任者が捕獲従事者も兼ねる場合は、その者を捕獲従事者の欄にも記載すること。

第4号様式の2

事業従事者名簿

	氏 名	装薬銃を用いた鳥獣捕獲等事業において従事する業務
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

- 備考 1 行数は、事業従事者の人数によって、適宜加減すること。
- 2 ニホンザル（マカカ・フスカタ）、ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニボン）を対象とする鳥獣捕獲等事業であって装薬銃を使用するものを実施する場合であって、事業管理者及び捕獲従事者名簿（第4号様式）だけでは事業従事者が10人以上であることが確認できないときに添付すること。ただし、装薬銃に係る捕獲従事者が10人以上いる場合や、わな猟の止めさしに限って装薬銃を使用する場合（装薬銃を使用する捕獲従事者が2人以上いる場合に限る。）においては、添付を要しない。
- 3 捕獲従事者については、この様式には記載せず、事業管理者及び捕獲従事者名簿（第4号様式）に記載すること。
- 4 記載した各人について、本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）の写しを添付すること。

第4号様式の3

救命講習履歴書

氏名 _____

項目	内容		備考
講習名等	☐ 自社内講習 ☐ 社外講習 (講習名 _____)		
主催者			
講師の氏名			
講習事項	必須事項	☐ 心肺蘇生 ☐ 外傷の応急手当 ・出血への応急手当 ・骨折の応急手当 ・ねんざの応急手当 ・脱臼や突き指の応急手当 ☐ 搬送法 ・担架を使用しない搬送法 ・搬送時に気を付けること	
	推奨される救急救命の知識	☐ 熱中症対策 ☐ 蜂対策 ☐ あれば役に立つ救急用品等 ☐ 119番への連絡方法と対応方法	
	その他	☐ 傷病者の管理法 ☐ AEDの使用法 ☐ その他 (_____)	
講習時間	時間 _____		

備考 1 本様式は、規則第19条の2第2項第8号の救命講習の修了書の写しに類する書類である。講習の修了証（消防機関が主催する上級救命講習、日本赤十字社の救急員養成講習等）の写しを提出する場合は、添付を要しない。

2 該当項目の□にレ印を付すこと。

第 5 号様式

講習履歴書

氏名 _____

項目	内容	備考
講習名		
主催者		
講師の氏名		
講習事項		
講習時間	時間	

備考 本様式は、規則第 19 条の 2 第 2 項第 9 号の講習の内容及び時間を記した書類である。講習の修了証（当該講習の内容及び時間が記されたものに限る。）の写しを提出する場合は、添付を要しない。

第 6 号様式

年 月 日

東京都知事 殿

所属
肩書
名前

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する射撃技能証明書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の環境大臣が告示で定める要件のうち、射撃の技能を有することについて、以下のとおり証明いたします。

氏名		
住所		
所属		
生年月日	年 月 日	
射撃技能を確認した日	年 月 日	
射撃技能を確認した場所		
使用した銃の種類	散弾銃・散弾銃及びライフル銃以外の猟銃・ライフル銃	
使用した銃弾の種類		
射撃姿勢	立射・膝射・肘射・伏射・その他（ ） 銃身の簡易な依託 あり（方法： ）・なし	
結果	発射数	中心からの距離（cm）
	1 回目	
	2 回目	
	3 回目	
	4 回目	
	5 回目	

記載上の注意事項

- 1 該当するものを○で囲むこと。
- 2 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
- 3 使用した銃弾の種類欄には、使用した銃弾の名称を記載すること。

第 7 号様式

年 月 日

東京都知事 殿

住所
名称
代表者氏名

夜間銃猟をする捕獲従事者に関する鳥獣の捕獲等に係る実績

氏名	
住所	
所属	
生年月日	年 月 日
第一種銃猟免許の交付年月日	年 月 日
銃所持許可証番号（装薬銃）	
過去 3 年間に装薬銃により捕獲等した数量	ニホンジカ： 頭 イノシシ： 頭
過去 3 年間の事故の実績	1：あり（具体的に ） 2：なし

記載上の注意事項

- 1 申請者の住所については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 該当するものを○で囲むこと。
- 3 所属欄には、所属する鳥獣捕獲等事業者の名称を記載すること。
- 4 捕獲許可証の写し、狩猟報告の写し等、捕獲等した数量が分かる書類を添付すること。

第 8 号様式

年 月 日

東京都知事 殿

住所
名称
代表者氏名

夜間銃猟をする捕獲従事者が人格識見を有することの推薦書

以下の者について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 5 第 1 項第 2 号の環境大臣が告示で定める要件のうち、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有することにつき、推薦いたします。

氏名	
住所	
所属	
生年月日	年 月 日
氏名	
住所	
所属	
生年月日	年 月 日
氏名	
住所	
所属	
生年月日	年 月 日

- 記載上の注意事項
- 1 推薦者が申請者である場合、住所については、主たる事務所の所在地を記載し、申請者の代表者の氏名を記載すること。
 - 2 推薦者が個人である場合は、名称は空欄とし、代表者氏名に氏名を記載すること。
 - 3 複数名を推薦する場合は、欄を追加して記載することができる。

第9号様式

研修計画書

		年										年												年												年												年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月													
鳥獣捕獲等事業者	捕獲従事者への研修の実施月																																																	
	捕獲従事者以外の事業従事者への研修の実施月																																																	
事業管理責任者	1年間の研修計画の策定月																																																	
	1年間の研修計画の改善																																																	
	研修の適切な実施のための監督																																																	
研修内容		概要・項目等																								講師						実施方法形態																		
																										内部・外部						座学 ・ 実技練習 ・ 現場研修																		

- 備考
- 1

実施する計画の月に○をつけること。研修については時間数も記載すること（捕獲従事者に対する研修は、毎年5時間以上実施されるものであること。）。
- 2

研修は、反復して学ぶ必要がある事項及び最新の知識を得る必要がある事項について実施すること。また、改正された法令に関する知識等、最新の知識を随時習得すべき事項については、確実に研修事項の中を含めること。
- 3

研修は、外部の講師を招いて自ら実施するか、他の団体が主催する講習等を受講する等でもよい。
- 4

研修は、必ずしも捕獲従事者全員を一堂に会させて行う必要はなく、個別に実施してもよい。
- 5

狩猟免許の更新講習や銃刀法の技能講習は、ここでいう研修に含めることはできない。

第 10 号様式

年 月 日

東京都知事 殿

住所

申請者

名称及び

代表者の氏名

事業実施実績書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 1 号の規定に基づく、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣の捕獲等を実施した実績は、以下のとおりです。

1 鳥獣捕獲等事業を実施した実績

鳥獣捕獲等事業の発注者	
鳥獣捕獲等事業の受託者の 名称	
(申請者が組織的に実施し たと認められる理由)	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
実施区域	
鳥獣の種類	
捕獲等の方法	
捕獲従事者の氏名	
実施結果	

2 鳥獣捕獲等事業における事故実績

事故発生の有無	1 有 2 無
事故の概要	(事故報告書を添付)

記載上の注意事項等

- 1 申請前 3 年以内の実績に限る。
- 2 複数の実績を記載する場合は、上記様式を繰り返し記載すること。
- 3 当該実績を確認できる書類として、事業の契約書、事業報告書等を添付すること。

- 4 鳥獣捕獲等事業の発注者欄には、鳥獣捕獲等事業を発注した者の氏名又は名称を記載すること。
- 5 鳥獣捕獲等事業の受託者の名称欄には、原則として申請者の名称を記載すること。ただし、申請者の下部組織等が受託した鳥獣捕獲等事業であって、申請者が組織的に実施したものと認められる場合には、当該受託者の氏名又は名称を記載するものとし、申請者が組織的に実施したと認められる理由欄に記載し、定款その他申請者と受託者の関係が分かる書類を添付すること。
- 6 鳥獣の種類については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業の対象鳥獣であること。
- 7 捕獲等の方法については、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業で用いる猟法（法定猟法に限る。）であること（銃猟、わな猟、網猟の別）。
- 8 捕獲従事者の氏名欄には、当該鳥獣捕獲等事業において捕獲に従事した者の氏名を記載すること。なお、捕獲従事者の人数が多い場合は、認定を受けようとする捕獲従事者と重複する者の氏名を少なくとも1名以上記載した上で、「他○名」とすること。
- 9 実施結果については、捕獲数その他、受託した事業を適切に実施したかを記載すること
- 10 該当する数字に○をすること。
- 11 申請前3年以内に鳥獣捕獲等事業において事故（保険金の支払がある程度以上のものであって、自損、他損、人身事故、器物損壊等を含む。）があった場合は、全ての事故について事故報告書（事故後の改善点を含む。）を添付すること。

第 11 号様式

年 月 日

東京都知事 殿

住所

申請者

名称及び

代表者の氏名

役員及び事業管理責任者に係る誓約書

(役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書)

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが出来ない者
- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 4 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 12 号様式

年 月 日

東京都知事 殿

住所

名称及び

代表者の氏名

欠格事由に該当しない旨の誓約書

(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 4 各号に該当しない者である旨の誓約書)

下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第 18 条の 10 第 2 項の規定により法第 18 条の 2 の認定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者
- 2 その役員のうちに法第 40 条第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する者がある者

第 13 号様式

年 月 日

東京都知事 殿

認定証番号
住所
報告者（申請者）名称
代表者の氏名

研修実施状況報告書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 13 第 3 項の規定に基づき、研修の実施状況を報告します。

研修の実施状況	(1 年目)
	(2 年目)
	(3 年目)
研修計画の改善状況	

記載上の注意事項

- 1 住所には、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 研修の実施状況欄には、実施時期、内容、研修を受けた者等について記載すること。

参考様式

住民票記載事項証明書

事項	内容
氏名	
生年月日	年 月 日
現住所（都道府 県名から地番 まで）	
本籍（都道府県 名から地番ま で）	

上記の事項は、住民票に記載があることを証明します。

年 月 日

区市町村長

別紙 1

安全管理規程の作成例

目次

- 第一章 総則
- 第二章 安全管理体制に関する事項
- 第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項
- 第四章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項
- 第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項
- 第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項
- 第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項
- 第八章 その他
- 別 添 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第19条の4第1項第1号の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項を定め、もって鳥獣捕獲等事業をする際の安全管理を図るための体制を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、＜事業者名＞の認定鳥獣捕獲等事業に係る業務活動に適用する。

2 認定鳥獣捕獲等事業は、[捕獲等する方法及び対象とする鳥獣]を対象とする。

(鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する基本的な方針)

第3条 代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理の重要性を深く認識し、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、予算の確保その他必要な措置を講じる。

第二章 安全管理体制に関する事項

(事業管理責任者の選任及び解任)

第4条 代表者は、施行規則の定めるところにより、雇用者の中から、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制及び鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修に関する責任者（以下「事業管理責任者」という。）を選任する。

2 代表者は、事業管理責任者が次の各号にいずれかに該当することとなったときは当該事業管理責任者を解任し、新たな事業管理責任者を選任する。

- 一 身体故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 二 関係法令等の違反又は鳥獣捕獲等事業の安全管理の状況に関する確認を怠る等により、事業管理責任者がその職務を引き続き行うことが鳥獣捕獲等事業の安全管理の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(事業管理責任者の責務)

第5条 事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全ての鳥獣捕獲等事業に従事する者（以下「事業従事者」という。）に対し、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理の重要性の認識及び関係法令の遵守を徹底すること。
- 二 本規程をはじめとする鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理に関する事項について、全ての事業従事者への周知を徹底し、遵守させること。
- 三 本規程について、随時必要な改善を図ること。
- 四 事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図ること。
- 五 鳥獣捕獲等事業が適正に行われるよう、適切な現場監督者を配置する等、安全管理を実施するための体制を構築すること。

六 その他の鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行うこと。

(事業従事者の責務)

第6条 事業従事者は関係法令を遵守するとともに、本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、事業管理責任者の指示に従い、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理を図る。

第三章 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制に関する事項

(連絡体制)

第7条 代表者は、発注者、事業管理責任者、現場監督及び事業従事者との双方向の報告連絡体制を十分に確保し、情報共有や意思疎通を十分に行うことにより、安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

2 鳥獣捕獲等事業の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方法等については、別紙連絡体制図による。

3 現場においては、事業従事者は無線や衛星携帯等を携行し、緊急時に確実に連絡が伝達できる措置を講ずる。

4 事業従事者は、事故や災害等があった場合は、速やかに連絡体制図に基づき必要な報告を行う。

第4章 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

(安全確保のための人員配置)

第8条 代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な現場監督者を配置し、安全管理を適確に行わせる。

2 代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施の際には、現場ごとに適切な技能及び知識を有する者を適切な人数配置し、基本的には鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「捕獲従事者」という。）が単独で捕獲等に従事することのないよう留意する。

3 代表者は、現場ごとに、救急救命に関する知識を有する事業従事者を複数名、救急用具を携行させて配置し、すぐに傷病者に対応できる体制を構築する。

(作業環境の整備)

第9条 代表者は、鳥獣捕獲等事業の実施における安全確保を図るため、現場において次の措置を講じることにより、安全な作業環境の形成に努める。

一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

二 作業方法の改善

三 休憩時間の確保（少なくとも○時間に○回、○分を確保すること。）

四 救急用具の携行

五 緊急連絡先及び連絡方法の確認

(安全確保のための作業手順)

第10条 事業管理責任者は、現場ごとに安全確保のための作業手順を定め、事業従事者に周知徹底する。

2 現場監督者は、現場ごとの事前調査において、捕獲等を実施する場所及びその周辺の地形、銃器による捕獲等の場合はバックストップの有無及び安全な射撃方向、住民及び利用者等の状況、携帯電話、無線機及び衛星携帯の利用の可否等について確認する。

3 猟犬を使用する場合においては、他者に危害を加えないよう確実に訓練を行う。

4 現場監督者は、毎日の業務の開始前に、当該業務に参加する全ての事業従事者により打合せを行い、事業従事者の体調及び猟具等の点検状況を確認するとともに、当日の業務の実施体制、指揮命令系統、連絡体制、緊急時の連絡方法、住民等の安全確保について留意すべき事項その他必要な指示を徹底する。

5 事業従事者は、毎日の業務の終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。

6 現場監督者は、毎日の業務の終了後、日報（事業従事者の氏名、業務内容、実施状況、捕獲数、事故又はヒヤリハットの発生の有無及びその内容、改善すべき事項等を含む。）を作成する。

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

(銃器の定期的な点検)

第 11 条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、銃器の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後の清掃を確実に行わせるとともに、〇か月に一度、定期的に〔点検項目〕について点検を行わせる。

(わな・網の定期的な点検)

第 12 条 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、わな・網の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後に〔点検項目〕について点検を行わせる。

(銃器の安全な取扱い)

第 13 条 銃器については、〔種類・仕様・基準〕を満たすものを使用する。

2 銃による捕獲等を実施する際には、〔採用する捕獲方法の種類〕により行う。

3 安全の確保の観点から、〔採用しない捕獲方法の種類〕は行わない。

4 捕獲従事者に対し、銃については、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取り扱いを周知徹底する。

(わなの安全な取扱い)

第 14 条 わなについては、〔種類・仕様・基準〕を満たすものを使用する。

2 わなによる捕獲等を実施する際には、〔採用する捕獲方法の種類〕により行う。

3 事業管理責任者は、安全の確保の観点から、〔採用しない捕獲方法の種類〕は行わない捕獲従事者に対し、わな・網については、安全な取扱いを周知徹底し、遵守させる。

4 わなを設置した際には、1 日〇回以上の定期的な見回りを行うものとし、見回りは 2 人以上で行う。

5 設置したわなを使用しない場合は、当該わなが作動しないようにするものとする。

6 止めさしにおいては、安全かつ適切な方法で実施するものとし、原則として〔採用する止めさし方法の種類〕を行う。

7 安全の確保の観点から、〔採用しない止めさし方法の種類〕は行わない。

8 現場監督者は、捕獲等しようとする鳥獣以外の鳥獣を捕獲した場合の対応について、あらかじめ発注者等に確認をするとともに、放獣する際には安全を確保して〔採用する放獣方法の種類〕により行う。

第六章 銃器を使用する場合における訓練、保管及び使用に関する事項

(射撃練習)

第 16 条 銃を使用する捕獲従事者は、射撃場における射撃を 1 年間に 2 回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実にを行うものとする。

2 射撃場における射撃においては、〔訓練項目（射手別）〕について訓練を行う。

(銃器の保管及び使用)

第 17 条 事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、〇月に〇回、保管状況を報告させる。

2 事業管理責任者は、捕獲従事者に対し、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取り扱いを周知徹底する。

(事業に対する被害防止のためのライフル銃の所持)

第 18 条 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 2 第 4 項第 1 号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持する場合は、「平成 27 年 3 月 24 日警察庁丁保発第 70 号 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請の対応について（通達）」によって示された当該ライフル銃の保管及び使用に関する取決めに遵守する。

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

(心身の健康状態の把握)

第 19 条 代表者は、1 年に 1 回の医師による健康診断を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

2 捕獲従事者は、野外活動を伴うこと、取り扱い方を誤ると人に危害を及ぼし得る猟具を使用すること、

鳥獣を殺傷することによる精神的な負担があり得ること等から、代表者は、業務の受託時には心身の健康相談を実施し、事業従事者の心身の健康状態を把握する。

- 3 代表者は、経験年数が短い事業従事者や高齢の事業従事者に対しては、その心身の健康状態の把握に一層努める。
- 4 代表者は、心身の健康状態が不良な者については、鳥獣捕獲等事業に従事させないよう徹底する。
- 5 代表者は、事業従事者に対する心身の健康相談、健康教育その他事業従事者の心身の健康状況を良好に保つために必要な措置を講じる。
- 6 事業従事者は、前項の措置を利用してその心身の健康の保持増進に努める。

(適性の確認)

- 第 20 条 代表者は、狩猟に必要な適性を有することを確認するため、1 年に 1 回、事業従事者の視力、聴力、運動能力を測定する。
- 2 事業従事者の狩猟免許の更新申請に当たっては、当法人で狩猟について必要な適性の確認を行って書面を発行し、適性試験の免除を受けられるよう取りはからう。

第八章 その他

(安全確保のための装備)

- 第 21 条 鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、連絡手段として、全ての事業従事者が簡易無線を所持する。
- 2 簡易無線の使用に当たっては、法令を遵守するとともに、別途定める無線の使用に関するルールを遵守する。

(鳥獣捕獲等事業の安全管理に関する業務の改善)

- 第 22 条 事業従事者から事故、災害等に関する報告又は鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要と認める場合には、鳥獣捕獲等事業の安全管理のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全確保全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じるとともに、関係期間に必要な報告を行う。

(鳥獣捕獲等事業の安全に関する記録の管理等)

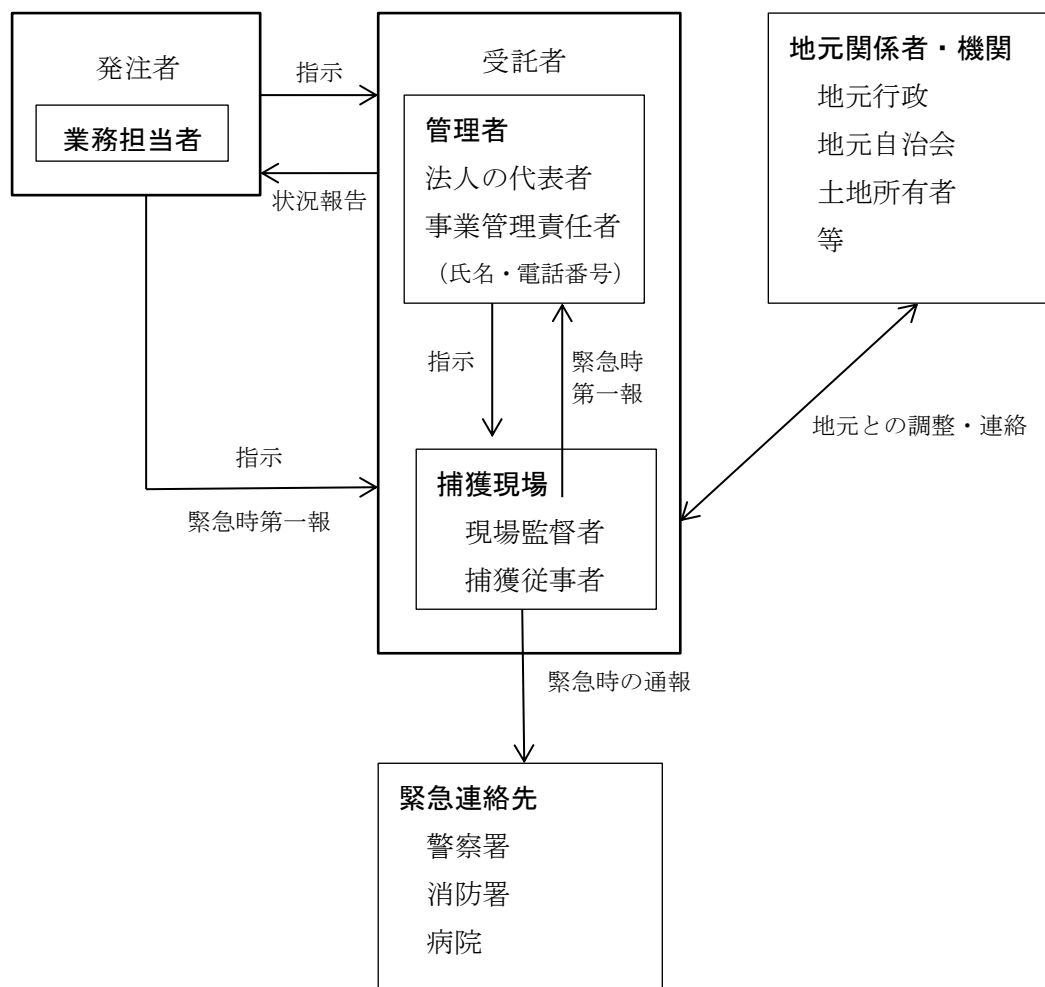
- 第 23 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 鳥獣捕獲等事業の安全管理規程の作成、改正に当たっての会議の議事録、事故、災害等の報告、事業管理責任者の指示、講じた是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

附 則

- 1 本規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本規程は、必要に応じて改定する。

別紙

鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図の作成例



連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制を模式的に示す。緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法を記載する。対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制図が異なる場合は、必要に応じてそれぞれの連絡体制図を作成する。

土日休日、夜間対応に留意すること。

別紙 2

夜間銃猟安全管理規程の作成例

目次

- 第一章 総則
- 第二章 夜間銃猟の安全管理体制に関する事項
- 第三章 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項
- 別 添 夜間銃猟をする際の連絡体制図

第一章 総則

（目的）

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第19条の5第1項第1号の規定に基づき、夜間銃猟の実施に係る安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって捕獲事業の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

- 第2条 本規程は、＜事業者名＞の認定鳥獣捕獲等事業に係る夜間銃猟の業務活動（以下「夜間銃猟」という。）に適用する。
- 2 本規程に定めるもののほか、認定鳥獣捕獲等事業の実施全体に係る安全管理に関する事項については、認定鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（施行規則第19条の4第1項第1号に規定する安全管理規程をいう。以下同じ。）によるものとする。

（夜間銃猟の安全に関する基本的な方針）

第3条 ＜代表者＞は、夜間銃猟の安全管理の重要性を深く認識し、夜間銃猟の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、捕獲従事者の能力向上その他必要な措置を講じる。

（夜間銃猟の安全に関する特に重要な事項）

- 第4条 夜間銃猟の特性に鑑みて、次に掲げる事項を特に重要な事項とする。
- 一 夜間であっても確実に指揮命令や緊急時の伝達が可能となる情報の連絡体制を確立すること。
 - 二 夜間銃猟の安全な実施を確実に遂行できる捕獲従事者の配置を行うこと。
 - 三 夜間銃猟における安全確保に必要な装備を十分配備するよう努めること。
 - 四 夜間銃猟を想定した射撃場における射撃練習を行うよう努めること。
 - 五 夜間銃猟に従事する捕獲従事者の心身の健康状態の把握に努めること。
 - 六 夜間銃猟に従事する捕獲従事者の技能の維持や向上に努めること。
 - 七 事業管理責任者、夜間銃猟をする捕獲従事者その他事業従事者の夜間銃猟の安全管理に関する知識の向上に努めること。

（夜間銃猟作業計画における安全管理のための配慮事項）

第5条 事業管理責任者は、前条に掲げる夜間銃猟の安全に関する特に重要な事項に応じて、夜間銃猟の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第二章 夜間銃猟の安全管理体制に関する事項

（事業管理責任者の選任及び解任）

- 第6条 代表者は、施行規則及び認定鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程に基づき雇用者の中から選任した事業管理責任者を、夜間銃猟の実施に係る安全管理を図るための体制に関する責任者とする。
- 2 事業管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事業管理責任者を解任し、新たな事業管理責任者を選任する。
- 一 身体の故障その他のやむを得ない事由により夜間銃猟に係る職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 二 関係法令等の違反又は捕獲事業の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、事業管理責任者がその職務を引き続き行うことが夜間銃猟の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められると

き。

（事業管理責任者の責務）

第7条 事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 事業従事者に対し、関係法令等の遵守と夜間銃猟の実施に係る安全管理の重要性の認識を徹底すること。
- 二 本規程をはじめとする夜間銃猟の実施に係る事項について、全ての従事者へ周知徹底し、遵守させること。
- 三 本規程について、随時必要な改善を図ること。
- 四 事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図ること。
- 五 夜間銃猟が適正に行われるよう、適切な現場責任者を配置する等、安全管理を実施するための体制を構築すること。
- 六 事業従事者の心身の健康状態（夜間銃猟に適した視力、聴力及び運動能力等）の把握をすること。
- 七 その他夜間銃猟の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行うこと。

（事業従事者の責務）

第8条 事業従事者は、関係法令を遵守するとともに、本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、事業管理責任者の指示に従い、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理を徹底する。捕獲従事者は、夜間銃猟に係る認定の基準に合致するよう、技能や知識の維持向上を図る。

2 捕獲従事者は、次に掲げる事項に適合していることとする。

- 一 鳥獣捕獲等事業において銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあっては、狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していること。
- 二 安全管理講習として、安全管理に必要な法令、事故の防止、住民の安全の確保、猟具の安全な取り扱い及び定期的な点検に関する知識等について5時間以上の講習を修了し、救命救急講習を受講した者であること。
- 三 夜間銃猟に係る捕獲従事者の要件を有し、夜間銃猟安全管理講習を修了し、射撃技能証明を受けている者であること。

第三章 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項

（連絡体制）

第9条 <代表者>は、発注者、事業管理責任者、現場監督者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

2 夜間銃猟の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方法等については、別紙連絡体制図による。

3 現場において、無線や衛星携帯等を携行し、緊急時に確実に連絡が伝達できる措置を講ずる。

4 事業従事者は、事故や災害、違反等があった場合は、速やかに連絡体制図に基づき必要な報告を行う。

5 <代表者>は、夜間銃猟を実施しようとする際には、周辺住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法を事業ごとに発注者と調整の上決定する。

（安全確保のための人員配置）

第10条 事業管理責任者は、認定鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程によるほか、夜間銃猟の実施区域に、部外者が立ち入ることのないよう、進入路の出入り口に巡視員を配置する等、必要な措置を講じる。

（銃器の使用に関する安全確保のための作業手順）

第11条 捕獲従事者は、銃器を使用した捕獲事業（夜間銃猟を含む。）を行う場合には、脱包の確認、矢先の確認、獲物の確認、安土の確認など、安全確保に努める。具体的には、次に掲げる事項を遵守することとする。

- 一 発砲の必要が生じるまで薬室には装てんしないこと。
- 二 発砲の必要がなくなったときには速やかに脱包すること。
- 三 照明、ナイトスコープ等を用いて矢先の安全を確認するとともに、あらかじめ決めておいた安土以外の方向への発射は避けること。

- 四 現場監督者の指示のない限り、各自の持ち場を離れないこと。
- 五 捕獲従事者は、現場責任者の指示のない限り発砲は行わないこと。
- 六 現場責任者は、作業実施区域に人の立入りが認められる等の異変を把握した場合、直ちに発射指示の停止、作業の中断を命じること。
- 七 安全であることを確認できない限り発砲しないこと。
- 八 撤収は、現場監督者の指示により行うこと。
- 2 現場監督者は、毎日の業務終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。
- 3 現場監督者は、毎日の業務終了後、日報を作成する。

(射撃練習)

第 12 条 <代表者>は、捕獲従事者に対し、射撃場における射撃を 1 年間に 2 回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実に行う。その際夜間銃猟を想定した射撃練習を行う。

(銃器の保管及び使用)

- 第 13 条 事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、〇月に〇回、保管状況を報告させる。
- 2 捕獲従事者に対し、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取扱いを周知徹底する。

(銃器の定期的な点検)

第 14 条 事業管理責任者は、事業従事者に対し、銃器の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後の清掃を確実に行わせ、〇か月に一度、定期的に〔点検項目〕について点検を行わせる。

(事業従事者の心身の健康状態の把握)

- 第 15 条 <代表者>は、1 年に〇回の医師による健康診断を実施し、事業従事者の心身健康状態を把握する。
- 2 <代表者>は、事業従事者が適当な水準の視力(両眼で 0.7 以上)を有し、かつ、暗所において視力が低下し、夜間銃猟に著しい支障を来すような病気等を持たないことについて、健康診断等により把握する。
 - 3 <代表者>は、夜間銃猟をするに当たって適当ではない視力と判断された者には夜間銃猟をさせない。

(本規程の見直し・改善等)

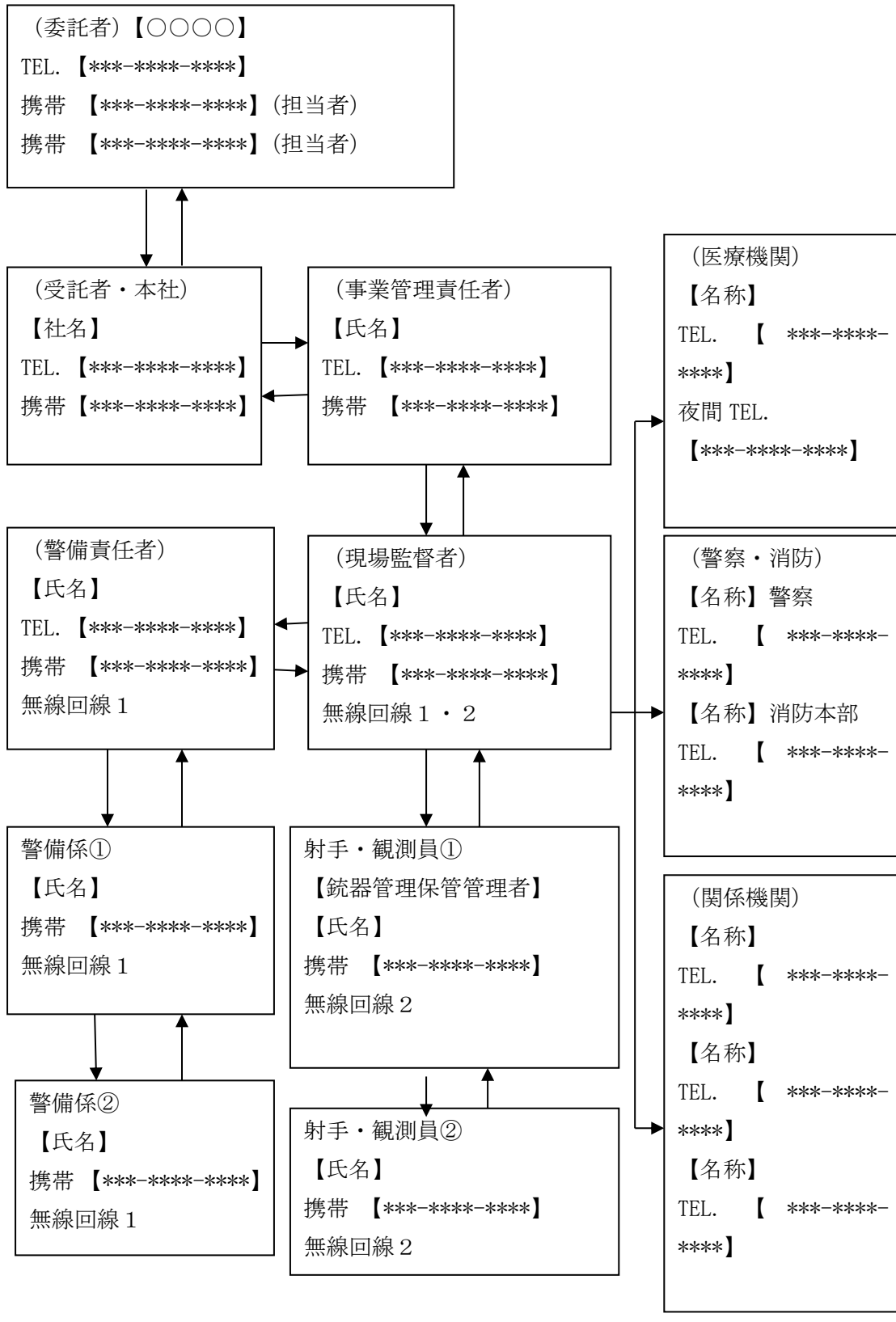
- 第 16 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 <代表者>は、夜間銃猟に関する会議の議事録、作業の日報、事故、災害等の報告、事業管理責任者の指示等を記録し、適切に保存するとともに、本規程の見直しに活用する。
 - 3 本規程の見直しの際は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく必要な手続を行う。

附 則

本規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

(別紙 1)

夜間銃猟事業実施時の連絡体制図



(別紙 2)

事故発生時の対応

事故発見者

無線回線 1・2

(現場責任者)

【氏名】

TEL. 【***-****-****】

携帯 【***-****-****】

無線回線 1・2

1. 作業の中断・脱包指示
2. 状況の把握
3. 119 番通報（必要に応じて 110 番通報）
 - ① 誰が
 - ② どのような場所で
 - ③ どのような作業をしているとき
 - ④ どのような物又は環境で
 - ⑤ どのような災害が発生したか

【医療機関】 TEL. 【***-****-****】

【警 察】 TEL. 【***-****-****】 110

